

浪江町告示第 56号

東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号。以下「法」という。)第38条第1項の規定に基づき指定を行ったので、東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第69号)第13条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月27日

浪江町長 吉田 栄光



- 1 氏名 只野 友一
- 2 住所 福島県双葉郡浪江町大字棚塩字中舂倉148番地
- 3 復興推進事業内容 漁業
- 4 課税の特例の根拠規定 法第38条第1項
- 5 指定の有効期間 令和8年3月26日から令和13年3月25日まで